

特定投資家制度について

一般投資家に移行可能な特定投資家は一定の手続きを経れば一般投資家に移行でき、特定投資家に移行可能な一般投資家も同様に特定投資家に移行できることが、金融商品取引法に定められています。

一般投資家に移行された場合は、お客様から再び特定投資家として取扱うようお申出をいただくまで有効となります。

特定投資家に移行された場合の「期限日」は、移行後最初に到来する「3月31日」とします。「期限日」の翌日以降は、一般投資家に戻りますので、移行の継続をご希望の場合は、再度お手続きが必要となります。

また、一般投資家もしくは特定投資家に移行されたお客様は、移行日以降いつでも移行前の投資家区分に戻ることが出できますが、その際にも所定の手続きが必要です。

なお当社では、投資家保護の観点から、「特定投資家」であっても投資家保護のための規制を適用除外とすることは適切ではないと考え、「特定投資家」のお客様に対しても、「一般投資家」のお客様と同様のサービスを提供させていただきますので、あらかじめご理解・ご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上